

年 月 日

様

大臣

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。特定秘密保護法では、同法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。

1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、特定秘密として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定したりしています。
- (2) 適性評価は、特定秘密保護法に基づき、
 - ア 特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行うことが見込まれることとなった者（特定秘密保護法第12条第1項第1号）
 - イ 行政機関の保有する特定秘密について、取扱業務を現に行い、かつ、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から5年を経過した後も、取扱業務を引き続き行うことが見込まれる者（特定秘密保護法第12条第1項第2号）
 - ウ 行政機関の長が直近に実施した適性評価において取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（特定秘密保護法第12条第1項第3号）に対して行うもので、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについて評価を行います。
- (3) 特定秘密保護法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。
- (4) 取扱業務を行う者がその業務により知り得た特定秘密を故意又は過失により漏らしたときは、特定秘密保護法に基づき罰せられることがあります。
- (5) あなたについて適性評価を行う者は、大臣となります。
- (6) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、あなたが、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者に該当すると認めたためです。特定秘密保護法第11条により、あなたは、この告知を受けて以降、取扱業務を行うことができなくなります。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。

※ 詳細は特定秘密保護法第11条から第17条まで、第23条、第27条を御覧ください。

2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、特定秘密保護法に定められた次に掲げる事項について調査します。

なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動（注1）及びテロリズム（注2）との関係に関する事項

特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。このことを家族や同居人にお知らせいただいても差し支えありません。この調査は、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複製したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症などの精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。

なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあるかについて調査します。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。

(注1)「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

(注2)「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

3 調査の方法

- (1) 適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」（当該質問票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要事項を記載し、又は記録していただきます。この質問票を基に、2で列挙した事項について調査します。調査においては、適性評価の実施を担当する職員（以下「適性評価実施担当者」といいます。）が、あなたやあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に対し、面接等により、質問票に記載又は記録された事項についての疑問点を確認等するため、あなたに関する質問を行うことがあります。
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項（例えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況があります。）の報告を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、調査を行うため必要な範囲内であなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の写しを提示又は交付することがあります。
- (3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽の回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかった場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

4 評価

上記の調査結果を基に、大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすお

それがないかどうか評価を行います。

評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。

評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、取扱業務を行うことはできません。

5 結果・理由の通知

評価結果は、あなたにお知らせします。

特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由もお知らせします。

ただし、あなたが理由の通知を希望しない場合はお知らせしません。理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に欄がありますので、必要事項を記載し、又は記録してください。

なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」を提出した後でも変更できます。この場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を適性評価実施担当者に提出してください。

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかった場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止された場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合の理由は通知されません（あなたには通知されます。）。また、調査によって判明した事柄も通知されません。

※従業者の場合に追記

6 苦情の申出

通知された適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された適性評価や、適性評価の実施に同意しなかったことにより不利益な取扱いを受けたことなどについて苦情がある場合は、書面で、大臣に対し、苦情の申出をすることができます。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。

7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

適性評価の実施に当たって取得する個人情報（適性評価の結果や、あなたが適性評価の実施に同意しなかった場合におけるその事実を含みます。）を、適性評価を実施した省【やあなたを雇用等する事業者※従業者の場合に追記】が、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません。また、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を用いることは特定秘密保護法の規定により明確に禁じられています。

ただし、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。

※行政機関の職員の場合に追記

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「不同意書」という。）を提出してください。

上記の２つの同意書を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、同意を取り下げること「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）で通知していただきます。

不同意書を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げた場合には、適性評価の手続を中止します。ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されていたりする場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあり得ます（なお、あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実を、特定秘密の保護以外の目的で利用することは禁止されています。）。

また、あなたが適性評価に同意しなかった場合、それにより適性評価が実施されなかった事実は、あなたを雇用する事業者【と、あなたの派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しても通知されます（あなたが同意を取り下げた場合にも通知されます。）。

※従業者の場合に追記

適性評価の実施に同意する場合は、必要事項を記載し、又は記録した

- ・ 「適性評価の実施についての同意書」
- ・ 「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」
- ・ 「質問票（適性評価）」

及び別に資料の提出が求められているときはその資料を提出してください。

適性評価の実施に同意しない場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての不同意書」

に記載又は記録の上、提出してください。

書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で、 年 月 日までに下記の適性評価実施担当者に提出してください。

<担当>

省 局 課
住 所
電 話
電子メール

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一～七（略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）
- 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
- 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

- 一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下

この号において同じ。)及び同居人(家族を除く。)の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び住所を含む。)

- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
- 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。)であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(警察本部長による適性評価の実施等)

第15条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

- 一 当該都道府県警察の職員(警察本部長を除く。次号において同じ。)として特定秘密の取扱いの

業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第16条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第12条第3項（前条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号、同法第75条第2項に規定する人事院規則で人事院規則の定める事由、同法第78条各号、第79条各号若しくは第82条第1項各号、検察庁法（昭和22年法律第61号）第20条第1項各号、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第7条第1項に規定する者、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号、第42条各号、第43条各号若しくは第46条第1項各号、同法第48条第1項に規定する場合若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号、第28条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第29条第1項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第13条第2項又は第3項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第17条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の拘禁刑懲役に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、

5年以下の~~拘禁刑~~懲役に処し、又は情状により5年以下の~~拘禁刑~~懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の~~拘禁刑~~禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の~~拘禁刑~~禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

適性評価の実施についての同意書

- 1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- (3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。こと。
※該当する場合に追記
- 2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 大臣が私について適性評価を実施すること。
- (2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。
- (3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
- (4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。
- (5) 適性評価の実施に当たって取得した情報（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合））を経過し、廃棄等された文書に記録されたものを除く。）は、今後、私が他の行政機関で適性評価を受ける出向又は併任により、他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合において、その当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長からの照会に応じて、提供されること。があること。
※行政機関の職員の場合に追記

年 月 日

氏名

下記事項についても記載し、又は記録してください。

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

☐ 今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

公務所又は公私の団体への照会等についての同意書

- 1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 私についての適性評価において、大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第4項の規定に基づき、省の職員が、私の知人その他の関係者に質問すること及びこの場合において、当該関係者が必要な事項を当該職員に回答すること。
- (2) 私についての適性評価において、大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第4項の規定に基づき、国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること及びこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が私の個人情報を含む必要な事項を報告すること。
- (3) (1)又は(2)の場合に、この同意書の写しを照会先等に提示又は交付して、私の同意があった旨を明らかにすること。

年 月 日

氏名

適性評価の実施についての不同意書

- 1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 〔(3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。〕
※該当する場合に追記
- 2 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、特定秘密の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。また、私が特定秘密の取扱いの業務に従事できない結果、特定秘密の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。
- 〔さらに、大臣から私を雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかった旨の通知がなされることについて理解しています。〕
※従業者の場合に追記
- 3 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しません。

年 月 日

氏名

別添 4

年 月 日

大臣 殿

氏 名

適性評価の実施についての同意の取下書

私は、 年 月 日付けで「適性評価の実施についての同意書」を、
年 月 日付けで「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を提出しましたが、これら同意を取り下げます。

関係者以外閲覧禁止（記入後）

質問票（適性評価）

省

はじめに

- 1 この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載し、又は記録するものです。この質問票に記載し、又は記録する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。

この質問票（~~保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知をした場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合））を経過し、廃棄等されたものを除く。~~）は、提出先の行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、あなたがそれ以外の行政機関で適性評価を受けることとなった際出向又は併任により他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった際に、当該他の行政機関の長による適性評価に利用されることがあります（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合））を経過し、廃棄された場合を除きます。）。

※行政機関の職員の場合に追記

- 2 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、「適性評価の実施についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要事項を記載し、又は記録した上で、この質問票で求められている事項の全てに記載し、又は記録してください。記載又は記録を終えた2つの同意書と質問票は、あなたについての適性評価を実施する行政機関の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。
- 3 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要事項を記載し、又は記録して、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載又は記録要領

- ※ 質問票に記載する際は、黒色か青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いてください。
- ※ パソコンを用いて記録することもできます。
- ※ 質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載し、又は記録してください。
記載又は記録に不備がある場合には、適性評価の担当者から連絡することがあります。
- ※ 正当な理由なく、記載し、又は記録すべき事項に記載し、又は記録しない場合や虚偽の記載又は記録をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
- ※ 記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。パソコンを用いて記録する場合は、回答欄を増やすなどしても差し支えありません。
- ※ 記載し、又は記録した質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、 省 局 課
（住所 / 電話 / 電子メール ）
までお問い合わせください。

1 基本事項

今後、面接等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求めることがあります。また、この欄に記載した学校や事業者等に問い合わせることがあります。

(1)			
勤務先・ 所属部署名：		入省・入社年： 年	
※ あなたが派遣労働者である場合は、現勤務先を記載し、派遣元事業主名は下欄に記載してください。		※ 左欄の勤務先に勤務し始めた年を記載してください。	
役職・階級：		あなたが派遣労働者である場合は、派遣元事業主名を記載してください。	
番 号：			
※ 該当するものがない場合は記載は不要です。 ※ 職員番号、認識番号等あなたの勤務先において個人を特定する番号があれば記載してください。			
(2)	(3)	(4)	
ふりがな 氏名：	年 月 日生(歳)	男・女	
アルファベット 表記：	※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。		
	(6) ふりがな 現住所：		
(5)			
用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。			
ふりがな 旧姓・通称：	(7) ふりがな 本籍：		
ふりがな 旧姓・通称：			
(8)	(10)		
日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない		
(9)			
帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない	↓ ↓		
↓	外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。		
帰化歴がある場合は以下を記載してください。	国籍名／元国籍名：		
帰化年月日： 年 月 日	有していた期間（有していた場合のみ）		
元国籍名：	：		
帰化時の住所：	年 月～ 年 月		

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

1 基本事項（続き）

(11)

以下の連絡先を全て記載してください。

電 話

職 場 : (内線)

自 宅 :

携帯電話 :

電子メール

職 場 :

自 宅 :

携帯電話 :

あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を左記のうちから選んで記載してください（極力希望した連絡手段により連絡を行います。場合によっては他の手段によることもあり得ます。）。

(12)

<経歴>

a 過去10年以内に現在の勤務先以外の職歴がありますか。

☐ ある ☐ ない

- ・ 他機関・他社等に出向した経歴を含みます。
- ・ 派遣労働者として複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載すれば足ります。
- ・ 自営業も含みます。
- ・ アルバイトも職歴に含まれますが、1月未満のものは除きます。

職歴がある場合、過去10年以内の中学卒業後からの職歴について記載してください。「離職理由」欄については、「定年退職」などと記載してください。離職理由が解雇などあなたの望まないものであった場合には、なぜ離職することになったのか詳しく記載してください。

①	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
②	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
③	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
④	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		
⑤	勤務先名称	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	電話番号
	勤務期間	離職理由	
	年 月 ~ 年 月		

1 基本事項（続き）

((12)の続き)

b 過去10年以内に、現在の勤務先で雇用されるまでの間に、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に通学したことがありますか。

☐ ある

☐ ない

通学したことがある場合、過去10年以内に通学した学校名等（中学校以前を除く。）について記載してください。

①	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業 ・ 修了 中退	
②	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業 ・ 修了 中退	
③	学校名	学部・学科名	所在地（外国に所在する場合は国名も記載）	
	電話番号	在籍期間	備考	
		年 月～ 年 月	卒業 ・ 修了 中退	

中退したことがある場合は、その理由について記載してください。

番号：
理由：

番号：
理由：

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等

本項目では、あなたの家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所について記載します。これら調査事項として明記されている事項以外の事項について調査することはありません。
これらを調査するのは、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためです。

(1) 配偶者

ア 現在、配偶者がいますか。

☐ 婚姻関係にある人がいる

☐ 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる

☐ いない



婚姻関係にある人がいる場合や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

イ

ふりがな
氏名：

※ 戸籍上の氏名を記載してください。
※ アルファベットでの記載も可能です。

ウ

年 月 日生（ 歳）

※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。

エ

男
・
女

オ

用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。

ふりがな
旧姓・通称：

ふりがな
旧姓・通称：

カ

ふりがな
現住所：

※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。

キ

日本国籍を有していますか。

☐ 有している ☐ 有していない

ケ

外国籍を有している、又は有していたことがありますか。

☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない

ク

帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない



帰化歴がある場合は以下を記載してください。

帰化年月日： 年 月 日

元国籍名：

帰化時の住所：

外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。

国籍名／元国籍名：

有していた期間（有していた場合のみ）

： 年 月～ 年 月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(2) 父母・子等

あなたの父母、子、兄弟姉妹とあなたの配偶者の父母、子（あなたの子を除きます。）について、以下の項目を記載してください。死亡している場合は、ウに「死亡」と記載するとともに、オからケまでに生前の状況について記載してください。

ここでの「あなたの父母、子、兄弟姉妹」には、あなたの養父母、養子、異父母兄弟姉妹が含まれ、「配偶者の父母、子」には、あなたの配偶者の養父母、養子が含まれます。

- | | |
|------------|---------|
| 1 あなたの父 | 5 配偶者の父 |
| 2 あなたの母 | 6 配偶者の母 |
| 3 あなたの子 | 7 配偶者の子 |
| 4 あなたの兄弟姉妹 | |

※ 以下の「ア 番号」欄に該当する番号を記載してください。

①	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			
②	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（2）の続き

③	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

④	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（2）の続き

⑤	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

⑥	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（2）の続き

⑦	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

⑧	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（2）の続き

⑨	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

⑩	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

（2）の続き

⑪	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

⑫	ア 番号	イ ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	ウ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	エ 男・女	
	オ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：		カ ふりがな 現住所： ※ あなたと同居している場合は、「同居」と記載してください。		
	キ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	ケ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない			
	ク 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない ↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	↓ ↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

2 家族・同居人の氏名等（続き）

(3) 同居人

現在、(1)（配偶者）及び(2)（父母・子等）に記載した人以外の人で、あなたと同居している人がありますか。
「同居」とは、同一の住居で日常生活を共にしている状態を指します。家計は別でも食事を共にしているなど共同生活の実態がある場合はこれに含まれます。企業等の独身寮や社員寮における共同生活は含まれません。同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしている全くの別世帯とみなされるものは含まれません。

☐ いる

☐ いない



いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①	ア ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	イ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	ウ 男・女
	エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：	オ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	カ 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない
	キ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	
	↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		
②	ア ふりがな 氏名： ※ 戸籍上の氏名を記載してください。 ※ アルファベットでの記載も可能です。	イ 年 月 日生（ 歳） ※ 本質問票を記載した日における年齢を記載してください。	ウ 男・女
	エ 用いたことのある全ての旧姓や通称を記載してください。 ふりがな 旧姓・通称：	オ 日本国籍を有していますか。 ☐ 有している ☐ 有していない	カ 帰化歴がありますか。 ☐ ある ☐ ない
	キ 外国籍を有している、又は有していたことがありますか。 ☐ 有している ☐ 有していた ☐ 有していない	↓ 帰化歴がある場合は以下を記載してください。 帰化年月日： 年 月 日 元国籍名： 帰化時の住所：	
	↓ 外国籍を有している、又は有していた場合は以下を記載してください。 国籍名／元国籍名： 有していた期間（有していた場合のみ） ： 年 月～ 年 月		

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係

「特定有害活動」とは、
○ 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
○ ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
○ その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄等の不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。
「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

本項目では、特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体から働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて質問します。

なお、外国との関係について何らかの記載をしたからといって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動及びテロリズムとの関係

ア 特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがありますか（「支援」とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいいます。）。

☐ はい

☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	あなたが行った活動・支援の具体的内容
年 月～ 年 月	

活動・支援を行った理由

イ アに掲げる活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーですか。

☐ はい

☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年 月～ 年 月		

団体の設立目的・団体の主な活動

あなたと団体との関わり・あなたがメンバーだった／メンバーである理由

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

（(1)の続き）

ウ アに掲げる活動を行う団体を支援したことがある、あるいは、現在、支援していますか。

☐ はい

☐ いいえ

「はい」と答えた場合は、以下の項目を記載してください。

該当期間	団体の名称	団体の所在地
年 月～ 年 月		

団体の設立目的・団体の主な活動

--

あなたと団体との関わり・あなたが支援した／支援している理由

--

(2) 過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含みます。）がいますか（業務上必要と認められる場合を除きます。）。

☐ いる

☐ いない

いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①	氏名	相手国名	相手機関名
	連絡を取っている期間	連絡等の頻度	連絡等の場所・方法
	年 月～ 年 月		
	連絡等の目的・連絡等の具体的内容		
②	氏名	相手国名	相手機関名
	連絡を取っている期間	連絡等の頻度	連絡等の場所・方法
	年 月～ 年 月		
	連絡等の目的・連絡等の具体的内容		

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

--

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(3) 過去10年以内に、来日する外国人（2 (1)～(3)において回答したあなたの家族や同居人を除きます。）に対し、身元の保証、住居の提供（観光旅行等短期間の滞在において自宅に宿泊させる場合は除きます。）その他これらに類する援助を行ったことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、その人について以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	来日目的
来日期間	現住所	
年 月～ 年 月		

援助の具体的内容・援助した理由

(4) 過去10年以内に、2 (1)～(3)（配偶者、父母・子等、同居人）及び3 (2)、(3)（外国政府等関係者、援助を行った外国人）に記載した人以外の人であって、あなたに経済的な援助を行ったり、経済的な援助以外に便宜を図ったり、繰り返し飲食接待を行ったりすることにより、あなたの業務に影響を及ぼす可能性のある外国人がいますか。

☐ いる

☐ いない



いる場合は、その人について以下の項目を記載してください。

①	氏名	国籍	居住国	職業
	その人との関係（職業上・プライベート・その他(具体的に)）			
	連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（対面、電話、手紙等）	
	年 月～ 年 月			
②	氏名	国籍	居住国	職業
	その人との関係（職業上・プライベート・その他(具体的に)）			
	連絡を取っている期間	連絡頻度	連絡手段（対面、電話、手紙等）	
	年 月～ 年 月			

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

- (5) 過去10年以内に、国内外において、外国政府の職員や外国人から、助言・協力の依頼や、顧問就任の依頼といった何らかの依頼を受けたり、転職や仕事の誘いを持ちかけられたことがありますか（職務上の関係を有する人から、あなたの職務の一環として助言等の依頼を受けた場合を除きます。）。

☐ ある ☐ ない



ある場合は、その依頼や誘いをした人について、以下の項目を記載してください。

氏名	国籍	所属先
依頼や誘いを受けた時期	依頼や誘いを受けた場所	
年 月		
依頼や誘いの具体的内容		

- (6) 外国に所在する金融機関に口座を保有していますか（ただし、在外勤務に伴う現地での生活のために現に必要な口座や、過去10年以上取引実績のない預金口座（いわゆる休眠預金口座）を除きます。）。

☐ 保有している ☐ 保有していない



保有している場合は、以下の項目を記載してください。

	外国の国名	金融機関名	保有の理由	残高
①				
②				
③				

- (7) 外国に不動産を保有していますか。

☐ 保有している ☐ 保有していない



保有している場合は、以下の項目を記載してください。

①	不動産の種類 (マンション・土地等)	取得時期	所在地（国名も記載）
		年 月	
	資産評価額	保有するに至った理由	
②	不動産の種類 (マンション・土地等)	取得時期	所在地（国名も記載）
		年 月	
	資産評価額	保有するに至った理由	

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(8) 過去10年以内に、外国政府機関から、教育、医療、社会福祉等に関し、何らかの給付（奨学金、年金等）や免除を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

給付・免除の類型	給付・免除の提供国	給付・免除の具体的内容
提供期間		提供された理由
年 月～ 年 月		

(9) 外国政府が発行した旅券を保有している、又は保有していたことがありますか。

☐ 現在保有している

☐ 過去に保有していた

☐ 保有していない



現在保有している場合は、以下の項目を記載してください。

旅券上の氏名	旅券発行国	旅券番号	旅券発行日
			年 月

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

3 特定有害活動及びテロリズムとの関係（続き）

(10) 過去10年以内に、職務上の赴任や出張を除き、海外に居住又は渡航（~~職務上の出張を除きます。~~）をしたことがありますか（同一目的地に複数回渡航した場合は、一つの欄にまとめて記載してもかまいません。）。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

	居住又は渡航国・都市名	居住又は渡航の期間	居住又は渡航の目的
①		年 月～ 年 月	
②		年 月～ 年 月	
③		年 月～ 年 月	
④		年 月～ 年 月	
⑤		年 月～ 年 月	
⑥		年 月～ 年 月	
⑦		年 月～ 年 月	
⑧		年 月～ 年 月	
⑨		年 月～ 年 月	
⑩		年 月～ 年 月	
⑪		年 月～ 年 月	
⑫		年 月～ 年 月	

4 犯罪及び懲戒の経歴

本項目のうち、犯罪の経歴については、あなたが過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるかを記載します。ただし、少年審判の結果として受けた処分については、本項目には含まれません。

また、懲戒の経歴については、職業上の懲戒処分に限定され、学校教育法上の懲戒は含まれません。
情報の取扱いに係る懲戒処分を受けた場合は、次ページの5に記載してください。

(1) 罪を犯し、有罪の判決を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

なお、国外での犯罪の経歴については、「管轄裁判所名」欄に国名も記載してください。

①	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的内容	
		年 月		
	判決日	判決内容	管轄裁判所名	
	年 月 日			
②	罪名	犯罪行為の時期	犯罪行為の動機と具体的内容	
		年 月		
	判決日	判決内容	管轄裁判所名	
	年 月 日			

(2) 職業上の懲戒処分を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない

ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
	年 月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	年 月	
②	懲戒処分の対象となった行為の時期	懲戒処分の対象となった行為の動機と具体的な内容
	年 月	
	懲戒処分の時期	懲戒処分の内容
	年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

5 情報の取扱いに係る非違の経歴

業務上、秘密を部外に漏らしたり、秘密文書を紛失したり、使用を禁じられた記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分を受けたり、懲戒処分には至らない内部規則等に基づく指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたりしたことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
	年 月	
	処分等の時期	処分等の内容
	年 月	
②	非違行為の時期	非違行為の動機と具体的な内容
	年 月	
	処分等の時期	処分等の内容
	年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

6 薬物の濫用及び影響

本項目においては、所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかを記載してください。記載内容について確認する必要があります場合には、医療機関等に照会することがあります。

なお、有罪の判決を受けたり、懲戒処分を受けたりしたものについては、4に記載してください。

- (1) 麻薬若しくは向精神薬、大麻、あへん若しくはけしがら、覚醒剤又は薬事法の指定薬物（危険ドラッグ等をいいます。）を違法に所持又は使用したことがありますか（こうした薬物に該当する疑いがある場合にも記載してください。）。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

薬物名	当該行為の具体的内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	1回の使用量
日・週に 回		

- (2) トルエン若しくは酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料又は閉そく用若しくはシーリング用の充てん料をみだりに摂取・吸入し、又はこれらの目的で所持したことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

物質名	当該行為の具体的内容	行った期間
		年 月～ 年 月
当該行為の頻度	当該行為を行った理由	1回の使用量
日・週に 回		

- (3) 過去10年以内に、医師等により処方された薬物を処方せんに記載された用量を著しく超えて、又は処方せんを必要としない薬物をその直接の容器若しくは直接の被包に記載された用量を著しく超えて、服用したことがありますか。

なお、薬物依存症である場合は、7に記載してください。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

服用薬物名	薬物の影響による具体的症状	服用期間
		年 月～ 年 月
処方・販売者の名称		処方・販売者の所在地

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

7 精神疾患

本項目においては、精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを記載しますが、治療又はカウンセリングを受けたことがあるとの事実だけをもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

過去10年以内に、統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

受診先名称	受診先所在地	受診期間
		年 月～ 年 月
医師やカウンセラーの氏名	症状	受診後の状態

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

8 飲酒についての節度

過去10年以内に、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがありますか。

なお、アルコール依存症によるものについては、7で記載してください。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

	当該時期	具体的内容
①	年 月	
②	年 月	
③	年 月	

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

9 信用状態その他の経済的な状況

- (1) 現在、以下の事項以外の借入れがありますか。
- a 住宅、車両又は耐久消費財の購入を目的としたもの
 - b 教育のためのもの
 - c クレジットカードを使用した商品等の購入に伴うもの

☐ ある ☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

①	借入先の名称		借入先の所在地	
	借入内容及び借入れに至った理由			借入時期
				年 月
	借入総額	返済額（月当たり）	借入残高	完済予定時期
		円		年 月

②	借入先の名称		借入先の所在地	
	借入内容及び借入れに至った理由			借入時期
				年 月
	借入総額	返済額（月当たり）	借入残高	完済予定時期
		円		年 月

- (2) 過去10年以内に、国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことがありますか。
 なお、滞納により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

☐ 現在滞納している ☐ 過去に滞納していた ☐ 滞納していない



現在滞納している、又は過去に滞納していた場合は、以下の項目を記載してください。

①	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）	滞納金額
		年 月	年 月	円
	滞納している／滞納していた理由			
②	滞納している／滞納していたもの	滞納時期（いつから）	滞納時期（いつまで。滞納中の場合は空欄）	滞納金額
		年 月	年 月	円
	滞納している／滞納していた理由			

9 信用状態その他の経済的な状況（続き）

(3) 過去10年以内に、自己破産をしたことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

破産宣告日	免責日	原因となった債務内容
年 月 日	年 月 日	

(4) 過去10年以内に、支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがありますか。

なお、決済口座の残高不足等により催告を受け、指定された期限までに支払った場合を除きます。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

停止時期	具体的内容とその理由
年 月	

(5) 過去10年以内に、民事執行手続を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

受けた時期	具体的内容とその理由
年 月	

(6) 過去10年以内に、賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

差押時期	具体的内容とその理由
年 月	

（書き切れない項目については以下の余白に記載してください。）

10 その他適性評価手続のために必要な情報

○ 過去の適性評価の経歴

過去に、特定秘密保護法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の長	行政機関の担当部署
年 月		

過去に、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがありますか。

☐ ある

☐ ない



ある場合は、以下の項目を記載してください。

複数ある場合は、最も新しいものについて記載してください。

評価結果の通知を受けた時期	評価した行政機関の長	行政機関の担当部署
年 月		

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

今回提出する質問票には、私が確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録しました。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、質問票の記載又は記録事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出ます。

年 月 日 氏名

調査票（適性評価）

1 調査票の記載又は記録に当たっての留意事項

____氏（以下「評価対象者」といいます。）について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第 12 条第 1 項に規定する適性評価を実施するため必要がありますので、2 の各調査事項について、該当の有無を記載し、又は記録するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載し、又は記録した上で、この調査票に記載し、又は記録した年月日やあなたの氏名等を記載し、又は記録して、この調査票を省の適性評価の担当者に提出してください。

この調査票は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載又は記録を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません（なお、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、人事評価に用いるなど特定秘密の保護以外の目的のために利用したり、他に提供したりすることは、特定秘密保護法の規定により禁じられています。）。記載又は記録に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載し、又は記録してください。

評価対象者への質問とは別にこの調査が行われる趣旨を踏まえ、この調査票の記載又は記録の前後を問わず、評価対象者に記載又は記録内容についての確認を行わないでください。

なお、この調査票により把握した評価対象者に関する情報は、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、特定秘密保護法第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載し、又は記録した内容のみによって評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日、____省の適性評価の担当者から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

<担当>

省 局 課

住所

電話

電子メール

2 調査事項

調査事項	該当すると認められる場合に✓印を記載し、又は記録してください。	内 容
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係① 評価対象者が、特定有害活動（注１）やテロリズム（注２）を行ったこと、又はこうした活動を支援したことが認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められますか。	☐ 認められる	
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係② 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。	☐ 認められる	
○ 犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められますか。	☐ 認められる	

（注１） 「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

（注２） 「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

調査項目	該当すると認められる場合に✓印を記載し、又は記録してください。	内 容
○ 情報の取扱いに係る非違の経歴 評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分や上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあると認められますか。	☐ 認められる	
○ 薬物の濫用及び影響 評価対象者が、所持等が禁止されている薬物を濫用しており、若しくは濫用していた、又は疾病の治療のための薬物をその用量を著しく超えて摂取しており、若しくは摂取していたと認められますか。	☐ 認められる	
○ 精神疾患 評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
○ 飲酒についての節度 評価対象者が、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあると認められますか。	☐ 認められる	
○ 信用状態その他の経済的な状況 評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	
評価対象者に、自己の資力に照らして不相応な金銭消費がある、又はあったと認められますか。	☐ 認められる	

年月日 年 月 日

所属部署

役職

氏名

電話

電子メール

○特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第 12 条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第 5 条第 4 項若しくは第 8 条第 1 項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第 1 項の規定による通知をした日から 5 年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第 1 項の規定による通知があった日から 5 年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第 3 号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第 4 号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第 1 項第 3 号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第 2 項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の

団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

- 2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。
- 4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

別添 7

年 月 日
※文書発信番号

殿

大臣

適性評価のための照会書

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため調査する必要があるので、下記の事項につき回答願いたく、同条第4項の規定に基づき照会します。

記

【問合せ先】

省 局 課

住所

（電話 ）

（電子メール ）

1 適性評価実施担当者証（表面）

← → 8.56	
第 号	適性評価実施担当者証 所属 氏名 生年月日 上記の者は、特定秘密の保護に関する法律に 規定する適性評価のための調査に従事する職員 であることを証する。 発 行 日 : 年 月 日 有効期限 : 年 月 日 写真
大臣	

↑

↓

5.40

2 適性評価実施担当者証（裏面）

注 意 事 項
1 この担当者証は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）及び評価対象者の知人その他の関係者への質問、評価対象者への資料の要求並びに公務所及び公私の団体への照会の際に、必ず携帯し、これを提示すること。 2 この担当者証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。 3 適性評価実施担当者でなくなったときは、この担当者証を速やかに 大臣に返納すること。 4 この担当者証を紛失又は損傷したときは、直ちに届け出ること。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者]に対しても通知されます（調査により判明した事柄は通知されません。）。

※従業者の場合に追記】

<適性評価の結果>

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められました。

※ 別添の「特定秘密の保護に関する誓約書」（当該誓約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の内容をよく読み、誓約書の1枚目に必要事項を記載又は記録の上、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。誓約書の別紙は、あなたの手元に保管してください。また、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1) アに掲げる事情（誓約書の別紙に記載されています。）がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出てください。

※ この適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第1項の規定により、大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、以下の苦情受理窓口へ提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談は、以下の窓口をお願いします。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

<苦情受理窓口>

省 局 課
住所
電話
電子メール

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者]に対しても通知されます（認められなかった理由や、調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に追記】

<適性評価の結果>

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められませんでした。

<認められなかった理由>

※ この適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第1項の規定により、大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、以下の苦情受理窓口に提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談は、以下の窓口をお願いします。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

<苦情受理窓口>

省 局 課

住所

電話

電子メール

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

あなたについての適性評価の手続は、以下の理由により中止されましたので、その旨通知します。【なお、この旨は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者] に対しても通知されます（調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者から同意の取下げがあった場合に追記】

<中止の理由>

[あなたから「適性評価の実施についての同意の取下書」が提出されたため／あなたが特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったため]

<問合せ先>

省 局 課

住所

電話

電子メール

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

適性評価結果等通知書（適合事業者用）

貴社の従業者についての適性評価に関し、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第13条第2項及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」の規定により、別表のとおり、その結果を通知します。

【なお、別表に記載又は記録されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）であるときは、適性評価の結果を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。 ※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

<問合せ先>

省 局 課
住所
電話
電子メール

（備考）適性評価結果等通知書（適合事業者用）は、「適性あり」の場合とそれ以外の場合とに分けて作成すること。

別表

ふりがな 氏 名	生年月日	部署（派遣労働者で あるときは、その旨）	結果

＊ 結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合には「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、評価対象者本人の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と記載し、又は記録しています。

特定秘密の保護に関する誓約書

私は、 年 月 日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合に、故意又は過失により特定秘密を漏らしたときは、別紙記載の特定秘密保護法の規定により罰せられることがあること。
- (2) 特定秘密に係る文書の紛失等特定秘密の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、速やかに当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること。
- (3) 別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」Ⅳ 9 (1) アに掲げる事情がある場合に、速やかに、私が取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出ること。
- (4) 私について、別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」Ⅳ 9 (1) アに掲げる事情があると認められた場合に、[私を雇用する事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。／私を雇用する事業者により私の派遣先の事業者により私の派遣先の事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。]

※従業者の場合に追記

年 月 日

氏名

- 1 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）では、適性評価により、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

今回実施された適性評価により、あなたは特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなったときは、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努めなければなりません。

あなたが特定秘密の取扱いの業務により知得した特定秘密を故意又は過失により漏らした場合には、特定秘密保護法第23条により罰せられることがあります（以下の条文を参照してください。）。

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の拘禁刑懲役に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

- 2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の拘禁刑懲役に処し、又は情状により5年以下の拘禁刑懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

- 3 前2項の罪の未遂は、罰する。

- 4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の拘禁刑禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

- 5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の拘禁刑禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

- 2 （略）

- 2 今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票により申告した事実等に基づいて行われました。

今後、以下に掲げる事情（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」Ⅳ 9 (1) アに掲げる事情)がある場合には、速やかに、あなたが取扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容により、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、[あなたの上司等／あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者]が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告されることとなります。その場合にも、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

< 申出窓口 >

省 局 課

住所

電話

電子メール

別添11

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

苦情処理結果通知書

年 月 日付けで申出のありました苦情について、これ进行处理した結果は下記のとおりですので、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第14条第2項の規定により通知します。

記

<問合せ先>

省 局 課

住所

電話

電子メール